

2017 前期 LS [0821]

受験番号

2017 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 商法

(60分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 商法

【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

自動車の製造・販売業を営む上場会社のP株式会社(以下「P社」という。)は、日本国内においてP社製品である自動車の性能につき虚偽の報告を行っていたため、顧客に対して巨額の損害賠償を行うこととなったほか、製品の売上げが大きく落ち込み経営危機に陥った。かねてよりP社の海外の販売網に関心を示していた同業のQ株式会社(以下「Q社」という。)の代表取締役Y1は、Q社がP社を傘下に収める好機到来と考え、P社の発行済株式総数の5割に相当する新株を引き受けること(以下「本件新株引受け」という。)について交渉を行い合意に至った。そこで、Q社は取締役会の決議(以下「本件決議」という。)に基づき、本件新株引受けを行った。それに先立ち、P社の取締役会は専門家の意見を聴取して、本件新株引受けのメリットとデメリットを慎重に検討したうえで、一定のリスクは認められるが、業容拡大のために本件新株引受けを行うべきであるとの結論を得て、本件新株引受けを承認した。P社においても、Q社に対する募集株式発行の手續が適法に行われ、Q社による払込みが完了した。

ところが、その数か月後、P社の海外における重要拠点であるアメリカにおいてもP社の製造する自動車の性能につき虚偽の報告がなされていたことが明らかとなり、同国において製品のリコールが必要となった。加えてP社は当局から巨額の罰金を科せられ、顧客からは損害賠償責任を追及されることとなった。その結果、P社株式の時価はQ社が本件新株引受けにより取得したP社株式の帳簿価額を大幅に割り込んだため、Q社はその評価差額100億円を損益計算書上損失として計上することとなった。

実は、Y1は友人でもあるP社の経営陣の1人から内々に、アメリカにおいてもP社が虚偽の報告をしていた事実を聞かされていたが(この事実はP社においてもごく限られた者しか知らされていなかった)、Y1はそれを秘して本件決議に賛成したという事情が存在していた。

〔設問〕

Y1および本件決議に賛成したQ社の平取締役Y2はQ社に対していかなる責任を負うか(負わないか)。